

# 指定居宅介護支援事業者

---

令和3年度介護報酬改定を

踏まえた留意点

太田市健康医療部 長寿あんしん課

## 1. 「職場でのハラスメント防止」について

---

適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、

- i 職場での性的な言動や優越的な関係を背景とした言動であって
- ii 業務をする上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより、介護支援専門員の就業環境を害すること

これらを防止するための必要な措置が義務付けられました。

### 【必要な措置】

- ① 事業主による方針等の明確化及び周知・啓発
- ② 相談や苦情に応じ、適切に対応するための体制整備  
(担当者の配置など)

## 1. 参考文献・資料（ハラスメント防止）

---

- i. 事業主が雇用管理上講ずるべき措置等について→  
（令和2年厚生労働省告示第5号：パワーハラスメント指針）
- ii. 介護現場におけるハラスメント対策マニュアル→  
管理者・職員向け研修の手引き→  
（厚労省HP「介護現場におけるハラスメント対策」内リンク）  
[URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

## 2. 「業務継続計画の策定等」について

---

感染症や災害が発生した場合においても、  
必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、  
次の措置が義務付けられました。

### 【必要な措置】

- ① 業務継続計画の策定、従業員への計画の周知  
(感染症に係る業務継続計画・災害に係る業務継続計画)
- ② 研修及び訓練(シミュレーション)の定期実施(年1回以上)
- ③ 業務継続計画の見直し、必要に応じて適宜変更

※令和6年3月31日まで努力義務。令和6年4月1日から義務化。

## 2. 参考文献・資料

---

- i .介護事業所向けBCP研修動画（サービス類型別）→  
厚労省HP「介護施設・事業所における業務継続計画作  
製支援に関する研修リンク先」  
[URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)
- ii .介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について  
→上記厚労省HP内「業務継続ガイドライン・ひな形」  
URL:同上※感染症については新型コロナウイルス発生時  
～を参考)

### 3. 衛生管理等「感染症対策」について

---

感染症の予防やまん延の防止を徹底する観点から、次の措置が義務付けられました。

#### 【必要な措置】

- ① 感染症対策委員会の設置・定期及び随時開催  
(定期:おおむね6月に1回以上)
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③ 研修及び訓練(シミュレーション)の定期実施  
(いずれも年1回以上実施の上、実施ごとに記録すること)

※令和6年3月31日まで努力義務。令和6年4月1日から義務化。

### 3. 参考文献・資料

---

i .感染症対策委員会設置・指針の整備について→

厚労省老健局作成「介護現場における感染対策の手引き」現在第2版（令和3年3月）

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

## 4. 「虐待の防止」について

---

利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、次の措置が義務付けられました。

### 【必要な措置】

「虐待の防止に係る措置」について運営規程に定め、

- ① 虐待防止検討委員会の定期開催  
(開催結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること)
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止のための研修の定期実施  
(年1回以上実施の上、実施ごとに記録すること)
- ④ ①～③を適切に実施するための担当者の設置

## 4. 参考文献・資料

---

- i .虐待防止検討委員会設置・指針整備・研修の実施について  
→厚労省「高齢者虐待防止」HP内「高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等」

URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage/\\_27550.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage/_27550.html)

## 5. 「電磁的記録等」について

---

介護サービス事業者の業務負担軽減等の観点から、記録の保存、交付等について見直しがされました。

### 【電磁的記録等を取扱う際の留意点】

- ① 省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く）の作成、保存等は電磁的記録により行うことができる
- ② 書面で行うことが規定されている又は想定される交付、説明、同意、承諾、締結等については、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的記録により行うことができる

※電磁的記録とは、具体的には、パソコンのハードディスク、CD、DVD、USBメモリなどに記録・保存された電子データを指す。（参照：「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」）

## 6. 「ICTの活用」について

---

感染防止や多職種連携促進の観点から、  
各種会議等の実施方法について見直しがされました。

### 【テレビ電話装置等を活用する際の留意点】

- ① 利用者等が参加せず、医療・介護関係者のみで実施するものについて、その活用を認める（例：感染対策委員会）
- ② 利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、その活用を認める（例：サービス担当者会議）
- ③ 利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものについては、これにあたらぬ（例：モニタリング）

※「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」  
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

## 7. 「内容及び手続の説明・同意」について

---

指定居宅介護支援の提供開始に際し、文書交付による説明及び署名による同意を得る事項が追加されました。

### 【説明が必要な内容（追加事項）】

- ① 前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（訪問介護等）がそれぞれ位置付けられた計画の数が占める割合
- ② 前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者等によって提供されたものが占める割合（上位3事業者）

## 8. 「居宅サービス計画の届出」について

---

利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、次の場合は届出が必要となります。

### 【届出が必要なケース】

- ・ 区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護（生活援助の訪問）が利用サービスの大部分を占める場合  
かつ、市町村からの求めがあった場合  
（当該サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載）

※令和3年10月1日から適用。

## 9. 「基本単位の取扱い」について

---

情報通信機器の活用又は事務職員の配置を行っている、かつ、月の末日に規定の文書を提出している事業所について、次の区分に応じた所定単位数を算定することができます。

|   | 取扱件数     | 要介護1・2  | 要介護3・4・5 |
|---|----------|---------|----------|
| イ | 45未満     | 1,076単位 | 1,398単位  |
| ロ | 45以上60未満 | 522単位   | 677単位    |
| ハ | 60以上     | 313単位   | 406単位    |

※情報通信機器（人工知能関連技術を含む）については、一連の業務等の負担軽減や効率化に資するもので、例えば、事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリを備えたスマートフォンや、訪問記録を随時記載できる機能のソフトウェアを組み込んだタブレット等を指す。

## 10. 「特定事業所加算」について

---

経営の安定化、質の高いケアマネジメントの一層の推進を図る観点から、次の見直しが行われました。

特定事業所加算(Ⅰ)~(Ⅲ) 単位数変更

特定事業所加算(A) 新設

特定事業所加算(Ⅳ) ⇒ 特定事業所医療介護連携加算

### 【改正点】

- ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成するよう求める
- ・小規模事業所が質の高いケアマネジメントを実現するため、事業所間連携により体制確保や対応等を行っている場合を評価するような区分を新設
- ・特定事業所加算(Ⅳ)について、加算(Ⅰ)~(Ⅲ)と異なり、病院との連携や看取りへの対応の状況を要件とすることから、別個の加算として切り離す

## 11. 「通院時情報連携加算」について

---

医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施や質の向上を進める観点から、次の加算が新設されました。

通院時情報連携加算：50単位/月

### 【算定要件等】

- ・利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録する
- ・利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする

## 12. 「育休等取得中における人員配置」について

---

仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を図る観点から、次の見直しが行われました。

### 【改正点】

- ① 育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で『常勤』
- ② 「常勤換算方法」においても、①の場合は常勤換算で1（常勤）
- ③ 「常勤」配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員の常勤換算での代替を認める

## 13. その他

---

- ・ 管理者の主任介護支援専門員資格取得の猶予
- ・ 看取り期の利用者について、モニタリング等の必要なケアマネジメントを行ったものの死亡によりサービス利用に至らなかった場合、基本報酬の算定を可能とする
- ・ 退院・退所加算のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ・ (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止